

## 第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

計画期間における子ども・子育て支援サービスの量の見込みは、平成26年1月に国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、算出しました。

### ■国から提示された「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
2	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

### ■算出手順

#### ①家族類型（現在）の分類

アンケート調査において、保護者が「父親」又は「母親」と回答した人はタイプA（ひとり親）、「両親」と回答した人はその現在の就労状況の組み合わせからタイプB～Fの家族類型に分類します。

#### ②家族類型（潜在）の分類

①で得た家族類型は現在の就労状況から、母親の「潜在」（希望）の就労状況を把握するため、アンケートの、「パートタイム（フルタイム以外）で就労している母親のフルタイムへの転換希望」、「現在就労していない母親の就労希望」の就労希望を反映させた「潜在」の家族類型に分類します。

#### ③家族類型別子ども人口の推計

②で得た「潜在」の家族類型別の構成割合に、各年度ごとの人口推計値（19頁参照）を乗じ、家族類型ごとの子どもの人数を算出します。

#### ④各サービスの家族類型別の量の見込みの算出

③に、アンケート調査結果から得た利用意向率を乗じ、家族類型ごとに量の見込みを算出します。この合算値を町内全体の量の見込みとしています。

### ■家族類型

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

## 第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策

### 1 量の見込み

計画年間における認定別の保育所利用者数の量の見込みは以下のとおりです。  
3歳未満児の高いニーズが見込まれますが、定員350人は下回る見込みです。

#### ■教育・保育の量の見込み

	26年度 (実績)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
①1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	3	2	2	2	2	2
②2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	-	7	6	6	5	5
幼稚園希望者(①+②)	-	9	8	8	7	7
③2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	203	174	167	154	146	143
④3号認定こども(0歳)	3	6	6	6	6	6
⑤3号認定こども(1, 2歳)	55	67	62	64	65	61
認可保育所(③+④+⑤)	261	247	235	224	217	210

※小数第1位で端数処理を行っているため、合計と一致しない場合がある。

### 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

引き続き、公立保育所3か所で定員350人を維持していきます。3歳未満児の入所希望は増加しており、保育士の確保に努めていきます。

#### ■教育・保育の提供量

	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
①1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	0	0	0	0	0
②2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	0	0	0	0	0
幼稚園(①+②)	0	0	0	0	0
③2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	260	260	260	260	260
④3号認定こども(0歳)	6	6	6	6	6
⑤3号認定こども(1, 2歳)	84	84	84	84	84
認可保育所(③+④+⑤)	350	350	350	350	350

※小数第1位で端数処理を行っているため、合計と一致しない場合がある。

### 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

各小学校区の状況に応じて、定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校との交流を深めます。さらに、小1プロブレム<sup>※</sup>への対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

#### ※小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話听不懂等と学校生活になじめない状態が続くこと。

## 第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

### 1 概要

地域子ども・子育て支援事業は、新規事業である「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を除き、長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画において掲げ、広域的な視点から推進してきた事業です。ただし、「放課後児童健全育成事業」については、児童福祉法の改正で、6年生までに対象学年が拡大されたほか、町が条例で設置・運営に関する基準を定め、指導・支援を強化していきます。

新規の事業である「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、国や周辺の市町村の動向をみながら検討していきます。

### 2 量の見込み

計画年間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策（数値目標）

		25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援事業	量の見込み【か所】	未実施	-	-	-	-	-
	確保策【か所】		検討				
地域子育て支援拠点事業	量の見込み【延人/年】	未実施	-	-	-	-	-
	確保量【か所】		検討				
妊婦健康診査	量の見込み【延人/年】	721	756	840	784	756	728
	確保量【延人/年】		756	840	784	756	728
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・妊産婦訪問事業)	量の見込み【延人/年】	55	54	60	56	54	52
	確保量【延人/年】		54	60	56	54	52
子育て短期支援事業	量の見込み【延人/年】	未実施	0	0	0	0	0
	確保量【か所】		検討				
ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み【延人/年】	未実施	0	0	0	0	0
	確保量【か所】		検討				
一時預かり事業（幼稚園在園児）※ <sup>1</sup>	量の見込み【人】	未実施	30	30	30	30	30
	確保量【か所】		実施予定なし				
一時預かり事業（幼稚園在園児童以外）	量の見込み【延人/年】	638	1,712	1,631	1,550	1,507	1,460
	確保量【か所】	1	1	1	1	1	1
延長保育事業	量の見込み【人】	71	71	68	65	63	61
	確保量【か所】	3	3	3	3	3	3
病児保育事業	量の見込み【延人/年】	1,310	859	818	777	756	732
	確保量【か所】	1	1	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	量の見込み【人】	77	50	49	49	44	44
	確保量【人】	120	120	120	120	120	120

### 3 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、延長保育事業を町内全ての保育所で、一時預かり事業及び病児保育事業を町内1か所で実施しています。また、放課後児童健全育成事業（学童保育）は3か所で実施しています。

町内の児童人口は減少傾向にあり、今後も減少が見込まれることから、引き続き、既存の施設や事業で、一人一人の子ども・子育て家庭に対し、個々に応じた柔軟な支援に努めていきます。

事業名	利用者支援事業
事業内容	子どもやその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。
確保策	5年間で、実施の検討します。

事業名	地域子育て支援拠点事業
事業内容	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。
確保策	5年間で、実施の検討します。

事業名	妊婦健康診査
事業内容	妊婦が定期的に健診を受けやすくし、安全な出産を迎えるため、妊娠中必要とされる回数14回分の健診助成券を母子健康手帳交付時に配布します。
確保策	引き続き、14回の助成を実施するとともに、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票について説明をし、定期的に健診を受診するように促していきます。

事業名	乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦訪問指導）
事業内容	新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊娠や新生児期の不安の高い時期に、保健師等による家庭訪問を行います。
確保策	引き続き、全ての出生児に対して訪問指導を実施していきます。

事業名	養育支援訪問事業
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。
確保策	5年間で、実施の検討します。

事業名	子育て短期支援事業
事業内容	短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出からは、ニーズは見込まれませんでした。今後の状況に応じて提供体制の整備を検討します。

事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業内容	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出からは、ニーズは見込まれませんでした。今後の状況に応じて提供体制の整備を検討します。

事業名	一時預かり事業
事業内容	乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。平成 26 年度は南白亀保育所で実施しています。
確保策	引き続き、町内 1 か所で実施します。また、保育所入所に切り替わる単年度の利用が多いため、今後も広く事業を周知し、子育て支援の充実を図っていきます。

事業名	延長保育事業
事業内容	通常の利用日及び利用時間を超えた保育を行う事業です。町内の保育所 3 か所で、7 時 30 分から 8 時、16 時から 19 時までの保育を実施しています。
確保策	引き続き、町内の保育所 3 か所において、実施していきます。

事業名	病児保育事業
事業内容	子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。酒井医院内、病児保育所ラッココで実施しています。
確保策	引き続き、町内 1 か所で実施していきます。さらに、事業内容の周知を図り、継続して支援していきます。

事業名	放課後児童健全育成事業（学童保育）
事業内容	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平成 24 年度から各小学校区に 1 施設、3 か所で実施しています。
確保策	引き続き、町内 3 か所で実施していきます。

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
確保策	今後の国の審議状況を踏まえて検討します。

事業名	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
事業内容	新規参入施設等の事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。
確保策	今後の国の審議状況を踏まえて検討します。